

議案第 6 号

木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 22 年条例第 18 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 4 月 28 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正  
する条例

木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に、「情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める」を「過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定は、平成29年4月1日以後に設置された同条に規定する工業生産等設備について適用し、同日前に設置された改正前の第3条に規定する工業生産等設備については、なお従前の例による。